

一般競争入札仕様書等に関する回答書

7環共第1445号

令和7年9月17日

福島県知事

| | |
|-----------|----------------------|
| 案 件 名 | 避難地域鳥獣被害広域戦略策定事業業務委託 |
| 契 約 元 課 名 | 福島県生活環境部自然保護課 |
| 公 告 日 | 令和7年9月8日 |

| | |
|------|--|
| 質問事項 | <p>現状の仕様書では、業務遂行上必須と考える作業の認識が発注者と受託者で合わず、適切な積算ができない可能性があります。下記の作業が必要と考えますが、これらをすべて実施すると想定する場合、設計書の人件費に記載の工数と大きな乖離が生じます。記載する作業について、要不要を回答いただけますでしょうか。</p> <p>Q1. ②第二期広域戦略の暫定評価 ○第二期広域戦略の目標達成状況の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二期広域戦略の目標は、成果目標である「市街地からのイノシシの排除・侵入防止」および「人身被害「ゼロ」の継続」に加え、複数の実施目標が設定されています。しかし、広域戦略の目標達成状況を評価するためには、単にそれぞれの目標が達成されているかだけでなく、広域戦略の目的である「鳥獣被害対策の強化による、住民が安心して暮らせる安全な生活環境の確保」が実現できたかを踏まえて評価する必要があります。こうした評価を行うためには、第二期広域戦略展開期間中に収集されたデータをもとに、対策の効果検証のための分析を実施する必要があります。想定されるデータは、狩猟や許可捕獲の捕獲関連情報、センサーカメラ調査や痕跡調査等のモニタリングデータ、防護柵の設置状況等の対策実施状況データ、農林業被害統計・農業集落アンケート等、被害状況データとなります。これらのデータの提供依頼から収集、分析まで、全てを受託者が実施する想定で良いでしょうか。 <p>Q2. 上記のデータは保有している機関が異なっており、事業に使用</p> |
|------|--|

するためには以下の全ての関係機関から情報を提供していただく必要があります。該当するデータと保有機関は、有害鳥獣捕獲や柵設置といった対策の実施主体である全12市町村、主導的に対策を進めていた復興庁、帰還困難区域における緊急捕獲およびモニタリング調査を実施している環境省、狩猟による捕獲や捕獲関連情報や、農業集落アンケート調査を実施している福島県自然保護課、農林業被害統計を収集している福島県環境保全農業課、12市町村において対策の実行支援に加え、市街地におけるイノシシ痕跡調査やセンサーカメラ調査等のモニタリングを実施している避難地域鳥獣対策支援員（福島県自然保護課）となります。これらのすべてのデータについて、提供および使用許諾の依頼、収集、分析まで、受託者が実施するという想定でよいでしょうか。

Q3. ○第二期広域戦略で残された課題の整理

・第二期広域戦略展開期間中、当初は一部の市町村に限られていたニホンザルが分布を拡大し、半数以上の市町村において被害をもたらすに至っています。また、震災直後から確認されているアライグマ被害も増加していると言えます。加えて、直近の2年間では、それまでなかったツキノワグマの目撃等も報告されるようになり、12市町村への分布拡大が継続していると言えます。12市町村における生活の安全確保を取り巻く環境は大きく変化していると言えます。こうした状況を正しく把握するためには、ニホンザルやアライグマ、ツキノワグマ等、複数の獣種に関するデータを収集、分析する必要があります。つまり、前段で列挙した分析に必要なデータはイノシシに関するものだけでなく、複数の獣種について収集・分析する必要があります。これらのイノシシ以外の獣種についても、データの収集・分析を受託者が実施するという想定となりますでしょうか。

Q4.③避難地域における現状調査及び対策の人員不足解消のための施策検討

○ 避難 12市町村へのヒアリング(各市町村1回を想定)

・市町村の負担軽減のためには、各市町村の必要な情報を的確に得る必要があります。そのために、県自然保護課、避難地域鳥獣対策支援員、県農林水産部がもつ情報を踏まえた上で、12市町村個別に聞き取り項目を設定する必要があると考えます。この聞き取り項目の設計作業は受託者が実施するという事で良いでしょうか。

Q5. ○ 対策の人員不足解消に向けた意見交換会の開催

・意見交換会の実施にあたっては、状況の異なる12市町村の意見を引き出す場にする必要があります。そのために必要となる県及び専門家との事前調整、それを踏まえた会議資料の作成は、受託者が実施するということが良いでしょうか。

Q6. ④第三期広域戦略案の作成

○ 第三期広域戦略の素案作成

・戦略作成にあたっては多数の関係機関の合意が必要となります。対策会議の際にすべての意見聴取をすることは困難であるため、12市町村、福島県自然保護課に加えて、福島県の他部局（避難地域復興局、商工労働部、農林水産部）、国（復興庁、内閣府、経済産業省、環境省、農林水産省）、双葉地方広域市町村圏組合には事前に意見照会と、その意見に応じた修正対応等が必要です。これらはすべて受託者が実施する想定で良いでしょうか。

Q7. ⑤令和8年度市町村個別計画の策定支援

○ 第二期広域戦略下における個別計画の活用状況の整理

・市町村に加え、市町村の支援を実施している避難地域鳥獣対策支援員へのヒアリングが必要だと考えます。受託者が主体となって日程調整等から行い、実施するということが良いでしょうか。

Q8. 個別計画を運用するにあたり、その活用や作成を支援するための研修事業が毎年実施されてきました。令和3～7年度に実施されたこれら研修事業の結果も踏まえて、整理を行うということが良いでしょうか。

Q9. ○ 個別計画の策定支援のための打ち合わせ（市町村）

・第三期広域戦略が作成された直後に、それに則った個別計画を市町村が速やかに作成することは難しいと考えます。そのため、打ち合わせにあたっては、受託者が個別計画素案を作成して提示する支援が必要と考えます。12市町村のすべてに対して、この作業も必要ということが良いでしょうか。

Q10. 個別計画の遂行にあたっては、避難地域鳥獣対策支援員の支援が必要です。そのため、避難地域鳥獣対策支援員への意見照会と、その反映が必要だと考えます。12市町村の個別計画作成にあたり、受託者が6名の避難地域鳥獣対策支援員への意見照会を行う、ということが良いでしょうか。

| | |
|------------|--|
| | <p>Q11.計画素案をもとにした打合せ後には、修正作業が発生します。そのため、修正対応（図面の作成、根拠データの確認）を受託者が支援して実施する必要があると考えます。これらは必要な作業ということで良いでしょうか。</p> <p>Q12. 個別計画の最終案を期日までに収集する必要があります。そのための期限の設定や督促等も受託者が実施する必要があると考えます。これらは必要な作業ということで良いでしょうか。</p> |
| <p>回 答</p> | <p>A1.データの提供依頼及び収集については、必要に応じて、発注者が協力・実施します。分析については、受託者が実施してください。</p> <p>A2.データの提供及び使用許諾の依頼、収集については、必要に応じて、発注者が協力・実施します。分析については、受託者が実施してください。</p> <p>A3.データの収集については、必要に応じて、発注者が協力・実施します。分析については、受託者が実施してください。</p> <p>A4.お見込みのとおりです。なお、聞き取り項目の設計作業については、避難地域鳥獣対策支援員と協力して行ってください。</p> <p>A5.お見込みのとおりです。</p> <p>A6.各機関への正式な意見照会は、対策会議後を想定しています。会議前に調整が必要な機関がある場合には、発注者が実施します。会議後の意見照会及び回答の収集は発注者が行います。修正対応については、受託者が実施してください。修正対応後、書面等で各機関の最終的な合意を取る場を設けることを想定しています。</p> <p>A7.お見込みのとおりです。</p> <p>A8.お見込みのとおりです。</p> <p>A9.お見込みのとおりです。なお、個別計画素案の作成に関しては、避難地域鳥獣対策支援員と連携しながら実施してください。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>A10.お見込みのとおりです。</p> <p>A11.お見込みのとおりです。なお、修正対応については、避難地域鳥獣対策支援員と連携しながら実施してください。</p> <p>A12.お見込みのとおりです。</p> |
| 備 考 | |